

# 六ヶ所再処理工場の重大事故 国・原燃の危険な姿勢



# 第一部 六ヶ所再処理工場の話題

1. 総事業費**14兆4400億円**！
2. 自民総裁候補「**再処理止める**」と発言！
3. 日本海溝最大地震**六ヶ所村震度6強**！  
再処理工場の耐震は？

# 使用済み核燃料再処理工場 総事業費が2020年より5000億円増加

2021/06/25(金) 18:41

青森朝日放送ABA



核燃料サイクル事業の事業主体である使用済燃料再処理機構によりますと、再処理工場の総事業費を精査した結果、2020年よりおよそ5000億円増え、総額で14兆4400億円となりました。

増額の主な理由としては、完成時期を1年延期し2022年度上期に見直したこと、施設の維持管理費や人件費が増えたほか、新規制基準に対応するために追加の安全対策工事費がかかったためとしています。

また、MOX燃料工場の総事業費は、2020年よりおよそ900億円増えて、総額で2兆4300億円となりました。増額の理由は、完成時期の見直しによる建設の現場態勢の維持費、大型クレーンの導入などを挙げています。

各電力会社の拠出金単価は2020年と変わっていないため、現時点では、利用者の支払う電気料金にも反映されないということです。

新政権の原子力政策を問う 再処理工場稼働はリスク  
年間1人当たり2000から3000円が再処理事業者  
への拠出金として電気料金に上乗せされている  
鈴木達治郎（長崎大教授）  
(10月13日東京新聞夕刊5面より抜粋)たんぽぽ舎

総事業費なんと  
14兆4400億円！

# 総裁候補河野太郎氏 「再処理やめる」と語る

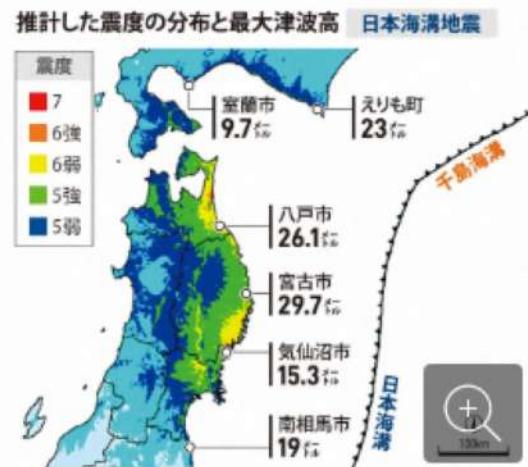
自民党総裁選に出馬表明した河野行政・規制改革相は11日、原子力発電所の使用済み核燃料を再処理して燃料として使う「核燃料サイクル」について、「なるべく早く手じまいすべきだ」と述べた。「再処理をやめる決断は一日も早い方がいい」とも語った。都内で記者団の質問に答えた。政府は、核燃料サイクルを原子力政策の柱と位置づけている。河野氏は、再処理をやめた場合は「電力会社の財務に大きな影響を与える」と指摘した。「これまで協力した自治体に迷惑をかけることなく、将来展望を描けるように国は責任を持たなければならない」とも強調し、拙速には進めない考えを示した。

読売新聞9／11

# 最悪19万9000人死亡 日本海溝・千島海溝地震被害想定

社会 | 速報 | 気象・地震

毎日新聞 | 2021/12/21 09:32(最終更新 12/21 19:19) 1229文字

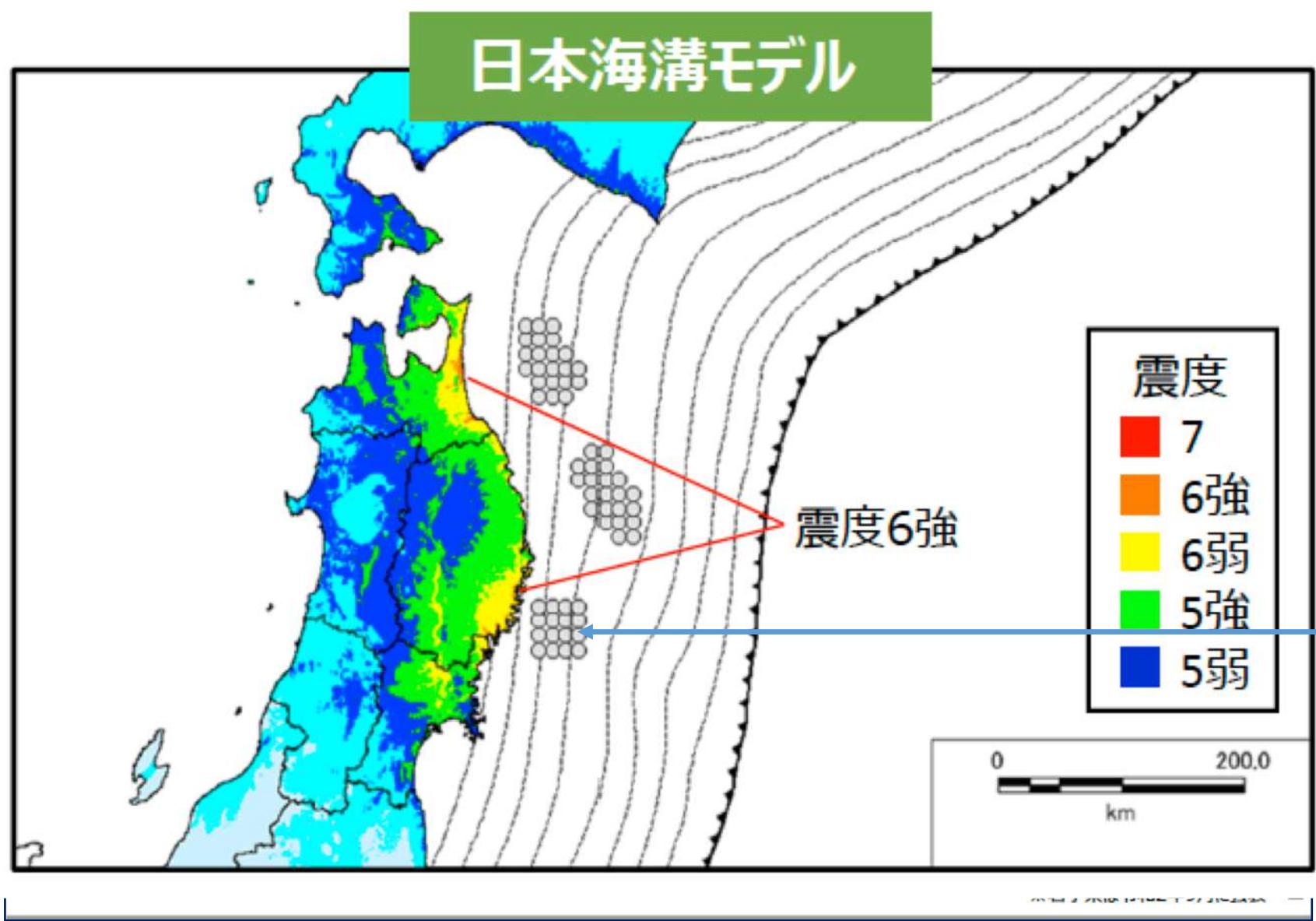


期避難や津波避難ビル・タワーの整備などで最悪の想定から8割減らせるとの試算も示した。

日本海溝沿いと千島海溝沿いで起きる二つの巨大地震を巡り、内閣府は21日、被害想定を発表した。最悪のケースで、日本海溝地震の場合は約19万9000人が死亡し、建物約22万棟が全壊・焼失し、経済的被害額は約31兆3000億円に上る。千島海溝地震は死者約10万人、全壊約8万4000棟、経済的被害額約16兆7000億円。一方で防災対策により被害を減らせることも強調し、死者数については、早

日本海溝で最大クラスの地震が起きた場合の地震被害想定図（内閣府）  
**六ヶ所再処理工場付近に赤い印あり**

内閣府「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ」のホームページに左図があり  
**六ヶ所村、釜石市辺りが震度六強と記載**  
(二〇一〇年四月公開)



図表  
**1**

## 震度と最大加速度(ガル)の対応表

出所:国土交通省国土技術政策総合研究所

### 《震度階級》

### 《最大加速度(ガル)》

震度 7 ▶ 1500ガル程度～

震度 6強 ▶ 830～1500ガル程度

震度 6弱 ▶ 520～830ガル程度

震度 5強 ▶ 240～520ガル程度

震度 5弱 ▶ 110～240ガル程度

震度 4 ▶ 40～110ガル程度

## 六ヶ所再処理工場は375ガルで設計

日本原燃の設計基準地震動の変遷

1981年 基準地震動 375ガル

1993年4月 再処理工場建設開始

2007年7月 新潟県中越沖地震 柏崎刈羽原発で基準地震動超え地震動を記録 原子力安全保安院原発・再処理工場のバックチェックを指示

2007年11月 基準地震動 450ガルに訂正

2011年3月 東日本大震災、福島第一原発事故

2014年1月 日本原燃新規制基準適合性審査申請書提出

〃 基準地震動 600ガルに訂正

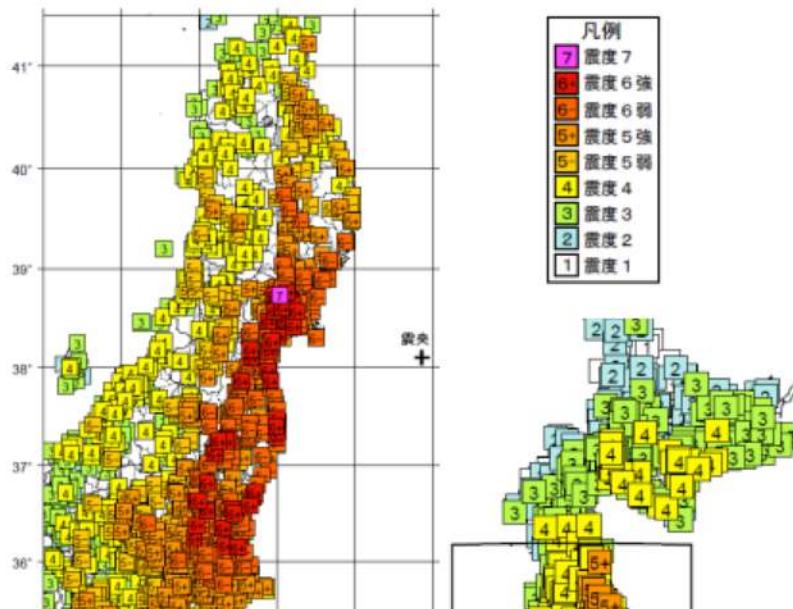
2018年4月 適合性審査補正申請書

基準地震動 700ガルに訂正

内閣府中央防災会議は六ヶ所村の震度を6強（最大加速度830～1500ガル）と推計。六ヶ所再処理工場は375ガルで建設されました、このような設備機器等に耐震補強ができるのでしょうか。

# 三・一 東日本大震災時 各地の震度

【震度分布図】



【強い揺れのあった主な地域】

震度	県名	市町村
7	宮城県	栗原市
6 強	宮城県	仙台市宮城野区、東松島市、石巻市、 塩竈市、登米市、大崎市、名取市、山元町、桶谷町、美里町
	福島県	白河市、須賀川市、新地町、国見町、 鏡石町、双葉町、浪江町、楢原町、富岡町、大熊町、天栄村
	茨城県	日立市、鉾田市、高萩市、小美玉市、 那珂市、笠間市、筑西市、常陸大宮市
	栃木県	宇都宮市、大田原市、真岡市、市貝町、 高根沢町
6 弱	岩手県	釜石市、大船渡市、花巻市、一関市、 奥州市、矢巾町、藤沢町
	宮城県	気仙沼市、白石市、角田市、岩沼市、 亘理町、南三陸町、大河原町、松島町、 利府町、大和町、
	福島県	福島市、郡山市、いわき市、南相馬市、 二本松市、田村市、伊達市、
	茨城県	水戸市、土浦市、つくば市、鹿嶋市、 かすみがうら市、東海村
5 強	栃木県	那須塩原市、那須町、那珂川町
5 弱	群馬県	桐生市
4 強	埼玉県	宮代町
4 弱	千葉県	成田市、印西市

6強



耐震性が高い

耐震性が低い

## [震度 6 強]

- はわないと動くことができない飛ばされることもある。
- 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。
- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが多くなる。
- 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。

化学工場のアンケートで震度6強だった4工場の最大加速度は500～1800ガルとの報告あり。  
<http://www2.scej.org/sis/subdiv/po/quake2011/Report.pdf>

# 大地震による地面の沈下に要注意

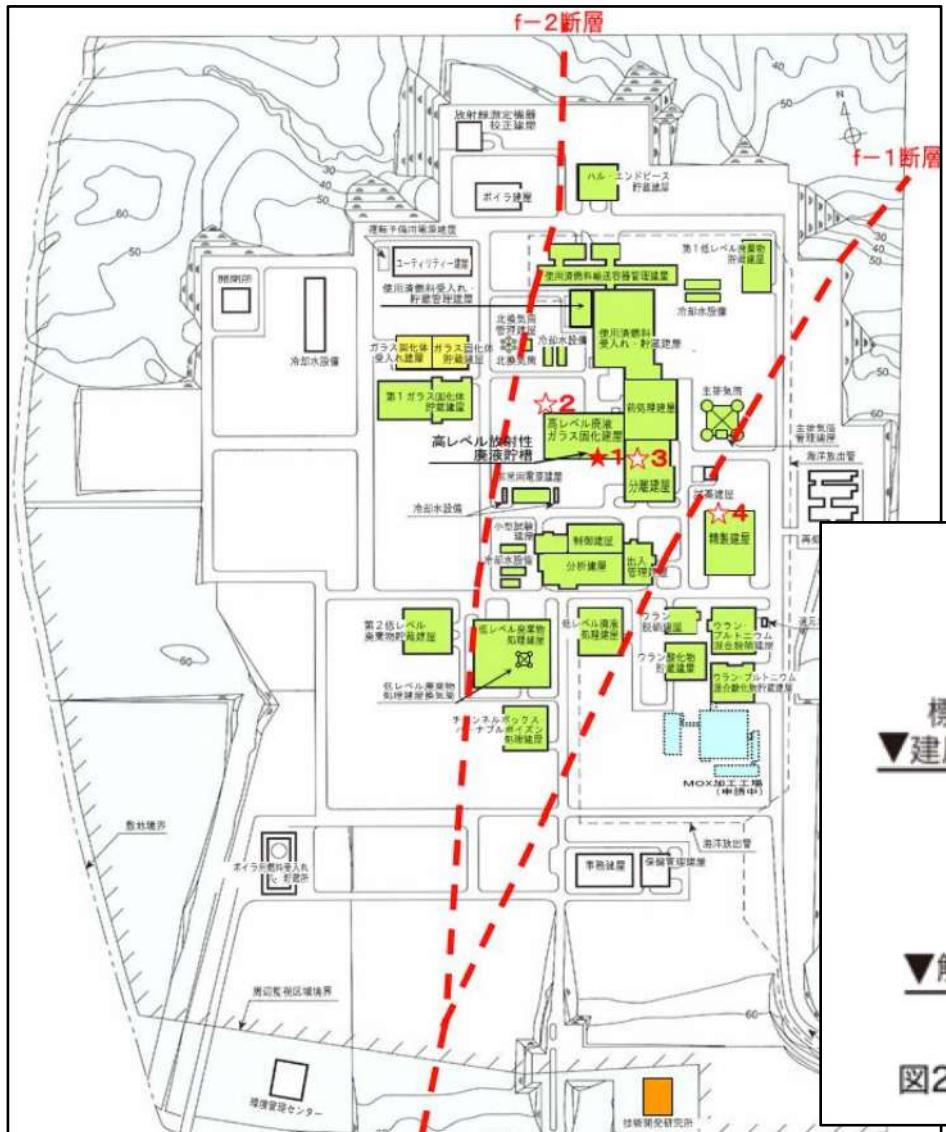
岩手県高田松原の地盤沈下

3・11前後

62センチ沈下



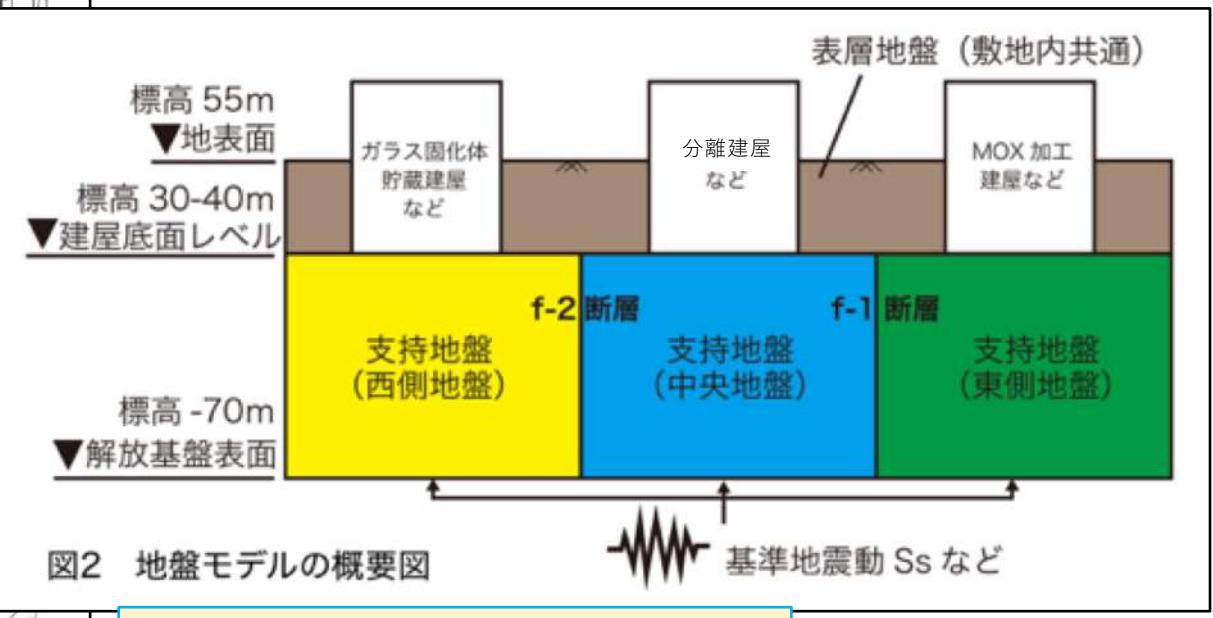
宮城県（沈下）  
石巻市では七八センチ  
女川町では八九センチ



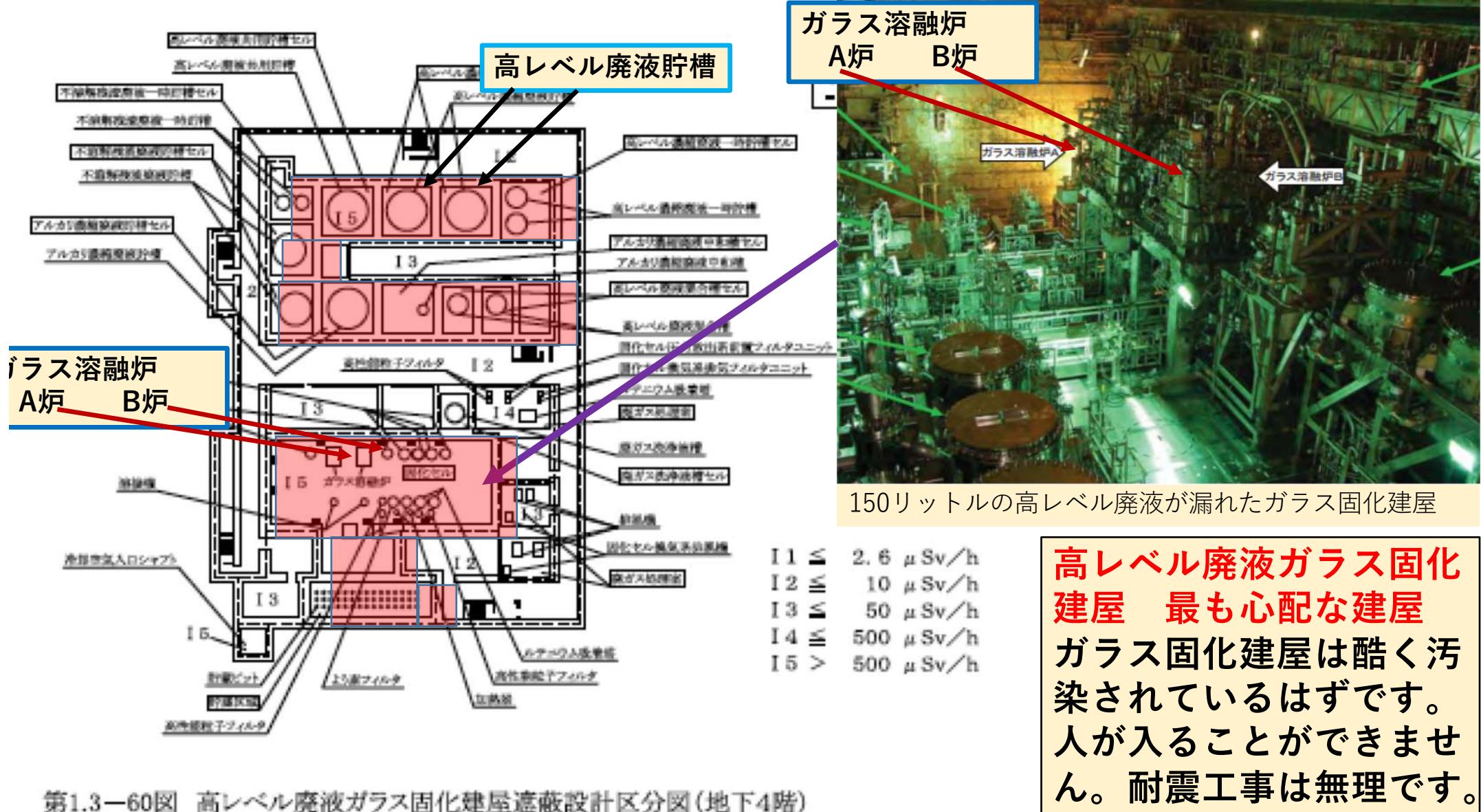
六ヶ所再処理工場の基準地震動Ssと設計基準地震動の揺れはほぼ近似（日本原燃評価）している

基準地震動Ss（解放基盤表面）700ガル  
設計基準地震動（建屋基礎版）

西側地盤	616ガル
中央地盤	559ガル
東側地盤	742ガル



原子力資料情報室通信第570号より



高レベル廃液貯槽は  
大丈夫か☆ 冷却でき  
なくなると大事故に

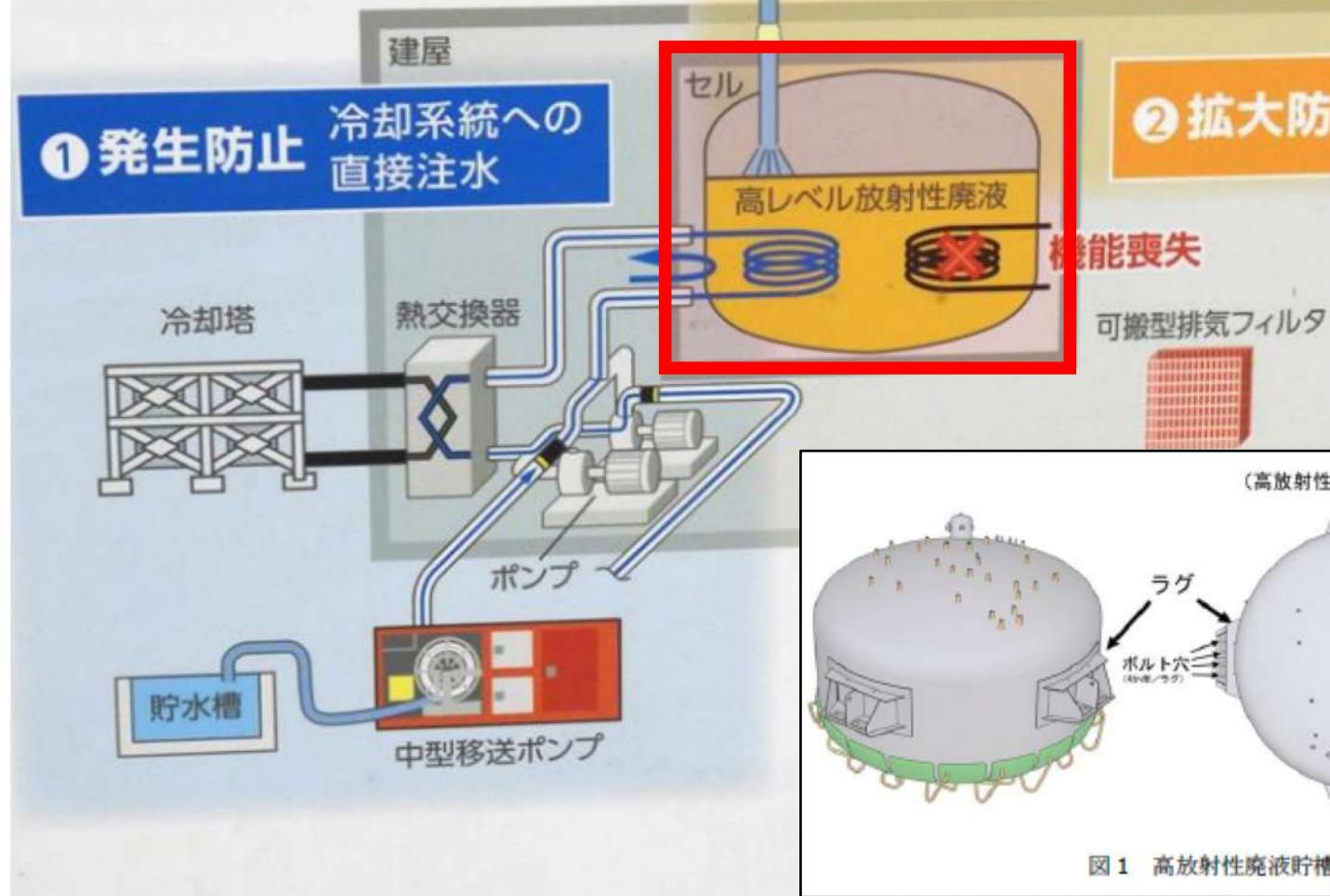


写真2 貯槽タンクの冷却パイプ  
(第2回ヒヤリング資料17頁)

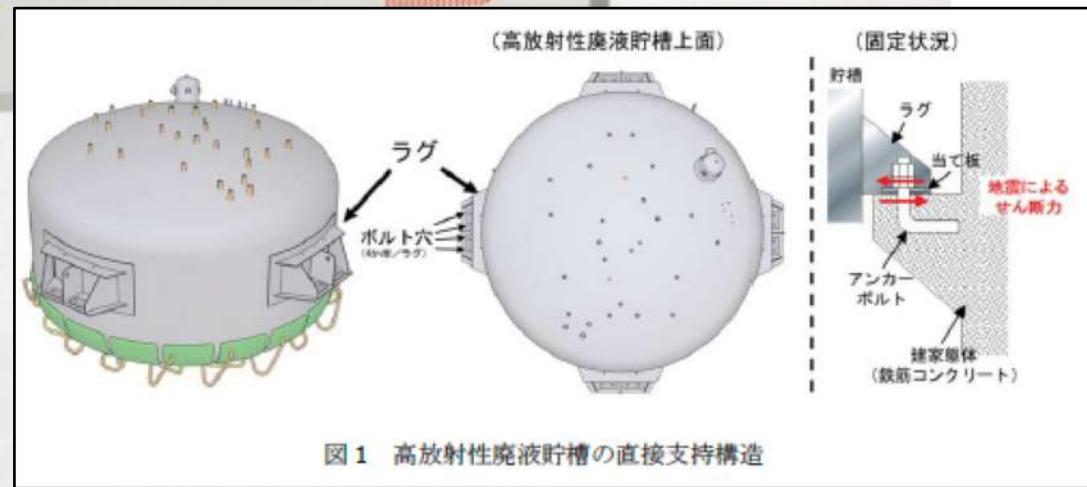
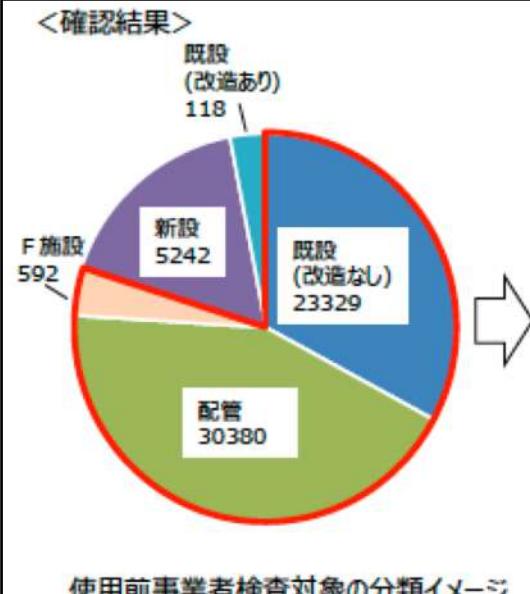


図1 高放射性廃液貯槽の直接支持構造

使用済燃料を使用した験により、再処理工場の主要工程は射能で強く汚染されてしまいました。放配管を除く既設建物の機器・建物の  
**くなつており耐震補強が困難です。**



2021.7.26核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合資料1より

まとめ 内閣府で日本海溝で最大クラスの地震が起きた場合、六ヶ所再処理工場周辺で震度6強と想定しており、これに耐えなければ工場の建設は許可できないはずですが審査は？

**\*アクティブ試験**：実際の使用済燃料を425トンを処理しPu,Uを回収した試験  
2006.4～2008.10切断溶解

## 第二部 規制法改悪／ 安全審査(法第44条の二)終了

法改悪 国の犯罪的背信行為の数々  
再処理工場の重大事故 “最悪の定義”  
事業申請達成を求める規則を削除  
使用前検査を国から事業者実施へ  
<世界一緩い再処理規制！>

# ウラルの核惨事

1957・9・29

（マヤーク事故、キシユテム事故とも言われている）  
マヤーク核兵器用再処理施設で高レベルの硝酸（塩）廃棄液体が入った貯蔵タンクが冷却系統の故障により化学的爆発（TNT火薬70トン相当）が起こりタンク内放射性核種の約9割が施設とその周辺に、約1割にあたる

200万キュリーが300kmにわたり汚染した。  
事故は32年後1989年に真相が明らかにされた。

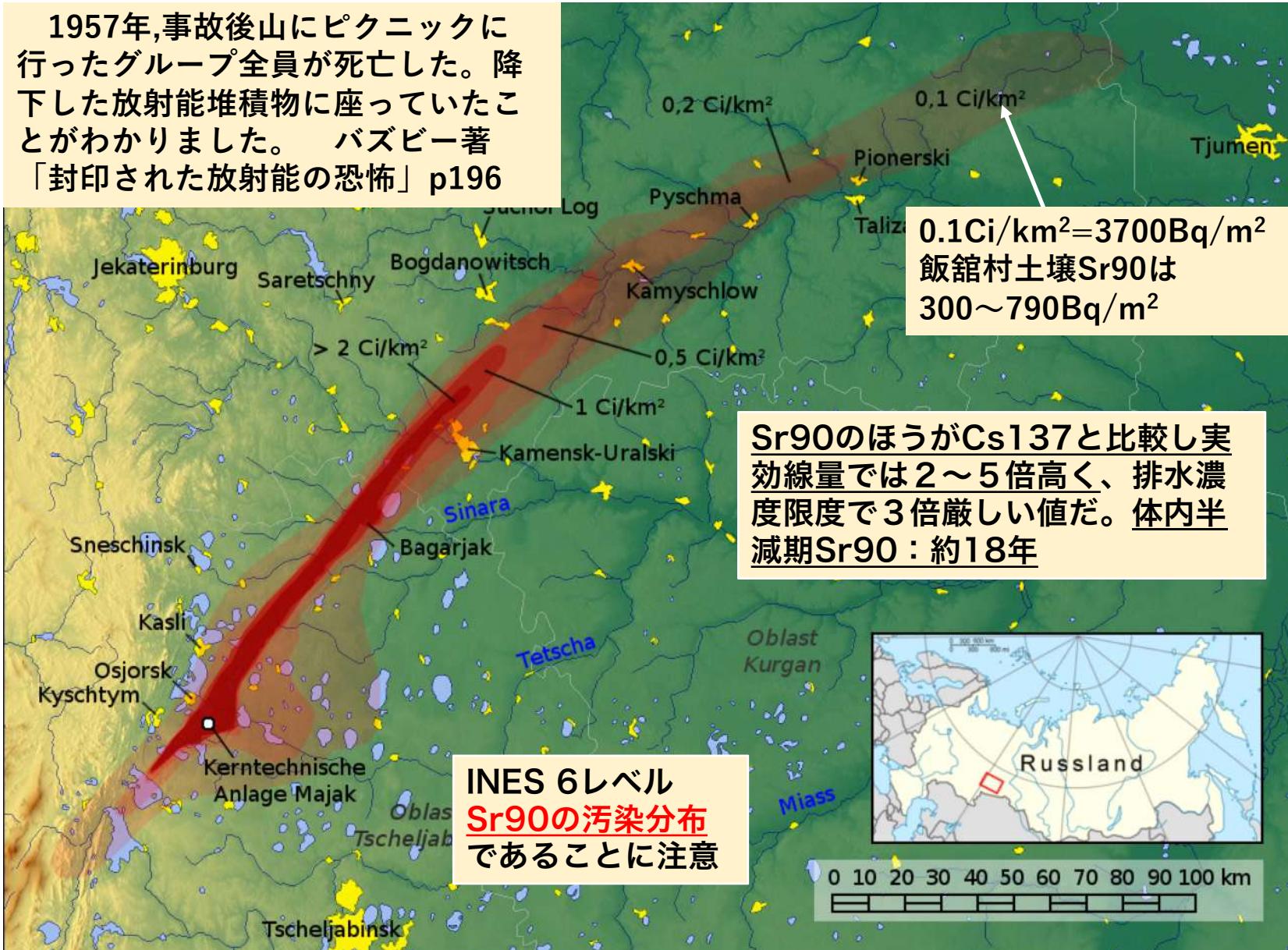
INES 6レベル  
**Sr90の汚染分布**  
であることに注意

**Sr90のほうがCs137と比較し実効線量では2～5倍高く、排水濃度限度で3倍厳しい値だ。体内半減期Sr90：約18年**



0 10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 km

1957年、事故後山にピクニックに行ったグループ全員が死亡した。降下した放射能堆積物に座っていたことがわかりました。 バズビー著「封印された放射能の恐怖」p196



高レベル廃液大気放出事故高木評価  
百立法メートルの高レベル廃液（Sr90・Ru  
106・Cs134・137）の一%が放出時  
その場に1ヶ月居た時の被曝線量



六ヶ所再処理工場で高レベル放射性廃液の冷却能力喪失（大地震、暴風雨、竜巻、航空機墜落、落雷、火山灰の落下、火砕流などによる大停電や冷却水管の配管破損など）した場合

冷却停止 → 廃液沸騰 → 蒸発乾固 → 溶融  
↓一部揮発（全面揮発）

重大事故の定義 関連年表

六ヶ所再処理工場高レベル廃液

2011.3.11 福島第一原発事故

2012.9.19 原子力規制委員会発足

(田中俊一委員長他委員4名、事務局原子力規制庁)

2013.4.15～10.24 「更田委員が座長  
核燃料施設等の新規制基準に関する検討チーム会合  
→高レベル廃液重大事故について,  
IAEA基準「大容量液体貯槽の破裂」を隠蔽し  
重大事故と言えない「蒸発乾固」と定義される。

2013.12.18 再処理施設 新規制基準施行

2014.1.7 基準適合申請書提出 審査開始

～2020.7.29 安全審査合格(6年半)

2016.11.25 第15回原子力災害事前対策検討チーム会合  
六ヶ所再処理工場脅威区分II, UPZ5kmとされる  
→「蒸発乾固」に係る文書改ざんあり

<2017.9 更田豊志委員長 (JAEA\*出身)>

JAEA：日本原子力研究開発機構

トップ 速報 オピニオン 経済 政治 ビジネス 金融 マーケット マネーのまなび テック 国際 スポーツ 社会・語彙

## 次期規制委委員長 更田（ふけた）豊志さん 原発の安全 誰よりも厳しく

[このヒト](#) [+ フォローする](#)

2017年4月22日 2:30 [有料会員限定]



保存

✉️ ⏴ ⏵ ⏲ ⏳ ⏴

政府が国会に示した人事案で、9月に原子力規制委員会の委員長に昇格することが固まった。2012年の規制委発足当初から田中俊一委員長を支え、「世界最高水準」を目指した新規制基準づくりを主導した。

原子炉安全の専門家で専門知識も豊富だ。ぼくとつながりのある学者肌だった田中氏に対し、更田氏は有能な実務家として安全審査で中心的な役割を担った。昨夏、[九州電力](#)が示した重大事故時の想定の不備を理路整然と指摘し「出直してほしい」と言い放つ一方、納得のいく説明には「非常によかった」と素直に感心する。事務局の規制庁職員への要求も高く、お役所仕事とみると厳しい。



「世界最高水準」を目指した新規制基準づくりを主導した

世界最高水準を目指した  
新規制基準づくりを主導  
更田豊志原子力規制委員長  
(2017.9.22から)  
日本経済新聞  
日本原子力研究開発機構出身

# 原子力規制委員会の背信行為 再処理推進のため法を改悪

日本原燃 + 電力 + 政財界  
アクティブ試験結果は不合格  
**原子力規制委員へ泣き付く**

◎アクティブ試験結果  
性能の技術基準達成困難  
Pu,Uの回収率98.2%  
製品中の不純物の純度  
ガラス固化トラブル続き

◎重大事故IAEA基準「高レベル廃液貯槽破裂」では放射能放出が大きく対応できない、UPZ30kmでは避難訓練など住民に騒がれ大事になり困る

原子力規制委員会  
更田豊志委員(JAEA出身)へ  
原子力ムラの一員とし何とかしよう  
事故で委員会が責任取るのは避ける  
事業者に第一義責任を負わせる  
事業者に使用前検査をさせる  
原発並の避難訓練は避けたい

性能の技術基準を密かに廃止する

IAEAの高レベル廃液の重大事故基準は隠し  
独自に蒸発乾固を定義しごまかそう

使用前検査は事業者にさせる  
国は確認のみにする

蒸発乾固事故だと脅威区分をIIにできる  
UPZを5kmにし住民の避難訓練はなしに  
できる (IAEA基準ではIだがごまかそう)

事故があっても福島原発は  
誰も責任をとっていない

再処理工場の  
審査合格！

文書改ざんし検討チーム委員へ誤った情報を与えた、意図的に高レベル廃液の重大事故の過小評価へと導いていた。

## 文書改ざんにつき質問主意書で質したが政府は答えず

福島みずほ議員質問主意書一〇七国会質問第二十一号

204国会第84号質問主意書の  
追加事務的質問と回答

質問（5）追加質問：再処理施設のIAEA基準に係る原典について

第15回原子力災害事前対策に関する検討チーム会合（2016年11月25日）の資料4「再処理施設及びプルトニウムを取り扱う加工施設において発生するおそれがある緊急時に講すべき防護措置について」（平成28年11月 原子力規制庁）3ページ3. 再処理施設の防護措置の冒頭に「IAEA基準では再処理施設の災害対策上のハザードを①臨界事故、②大規模火災又は爆発（水素爆発等）、③大容量液体貯槽の破裂（蒸発乾固）④使用済燃料貯蔵設備の事故と定めている・・・」とある。

このIAEA基準が記載されている原典（英文）と記載ページをご教示願いたい。

<回答>

お尋ねのIAEA基準については下記に記載されております。

参考URL : Safety Guide No. GS-G-2.1 (p.67~p.68, TABLE 6.)

<https://www-pub.iaea.org/MTCD/Publications/PDF/Pub1265web.pdf>

規制委員会が答えたIAEA原典には

「大容量液体貯槽の破裂」は記載されていたが  
「蒸発乾固」という言葉はどこにも出ていなかった。

したがってIAEA基準で「蒸発乾固」を定めているとする  
検討チーム会合資料は「文書改ざん」に当たる。

原子力規制委員会から教えられたIAEA文書GS-G-2.1再処理工場の重大事故に  
「蒸発乾固」記載なし、あるのは「大容量液体貯槽の破裂」のみ

TABLE 6. TYPICAL THREAT CATEGORIES OF PRACTICES (cont.)

Practice	Threat summary	Typical threat category <sup>a</sup>
Reprocessing of spent fuel	<p>Off-site: Small potential for doses in excess of urgent GILs from criticality accidents (depending on location of criticality). Large fires or explosions could result in doses in excess of urgent GILs several kilometres from the facility, depending on the inventory and the volatility of the radionuclides.</p> <p>Ruptures of large liquid storage tanks could result in contamination that would warrant extensive intervention. This will be a function of inventory and volatility.</p>	I or II or III

大型の液体貯蔵タンクが爆発（破裂）すると、  
甚大な介入が必要とされる汚染が生じうる。  
汚染の程度は放射能量とその揮発の度合いによ  
るであろう。

フランス基準は「高レベル廃液貯槽の冷却喪失」のみ蒸発乾固なし

## IAEA Safety Standards

for protecting people and the environment

### Arrangements for Preparedness for a Nuclear or Radiological Emergency

Jointly sponsored by  
 FAO  IAEA  ILO  PAHO  OCHA  WHO

#### Safety Guide

No. GS-G-2.1





独 原子炉安全研究所作成

旧西ドイツ内務省委託評価報告書

一九七六年八月提出（IRS290報告）

# 核再処理工場の重大事故 国民の半数死亡も

1977.1.15  
毎日新聞

西独で報告書が波紋

【ボン十四日伊藤（光）特派員】使用する核燃料再処理工場で万一、冷却施設が不能になれば、西独人口の半数に当たる三千万人が強力な放射能被爆で死亡する――こんなショッキングな内容を盛った研究報告の存在が、西独の運

一 邦自然保護市民運動連盟によつてスッパ抜かれ、報告を隠していた内務省と自然保護団体の間で大論争を呼んでいる。

二 市民運動連盟の発表によると、この報告は、内務省の委託でケルンの原子炉安全研究所が作成

三 年八月、同省に提出された。

四 報告書によれば、再処理工場で冷却施設が完全に停止すると、爆発によって工場周囲百キロの範囲で全住民が致死量の十倍～一百倍の放射能を浴び即死、最終的死亡者数は西独全人口の半分の三千万人に入る可能性があるという。

五 市民運動側は、内務省がこのよ

うな重大な研究結果を国民の自か

ら隠していたことを非難、マイホ

ーファー内相とマットー・ヘーフ

一 科学技術相に対し引責辞職を要

求している。さらに同連盟の科学

者グループは、この研究が主とし

一 の姿勢そのものと批判している。  
二 これに対し内務省は、報告書公表しなかったのは一連の総合的研究がまだ完成していなかったからだと弁明、三千万人被曝死の可能性も、安全対策をまったく放棄した場合を仮定した理論上の、最大事故予測。に過ぎないとして、市民運動側の発表を「パニックづくりをねらったもの」と批判する声

ゴアレーベンの再処理計画はこの報告書の発覚で中止になる！

「再処理工場で冷却施設が完全に停止すると、（高レベル放射性廃液のタンクの）爆発によつて工場周囲百キロの範囲で全住民が致死量の十倍～一百倍の放射線を浴び即死、最終的死亡者は西独人口の半分の三千万人に上る可能性があるという。」

# 「蒸発乾固」は重大事故ではない

## I. 重大事故の評価

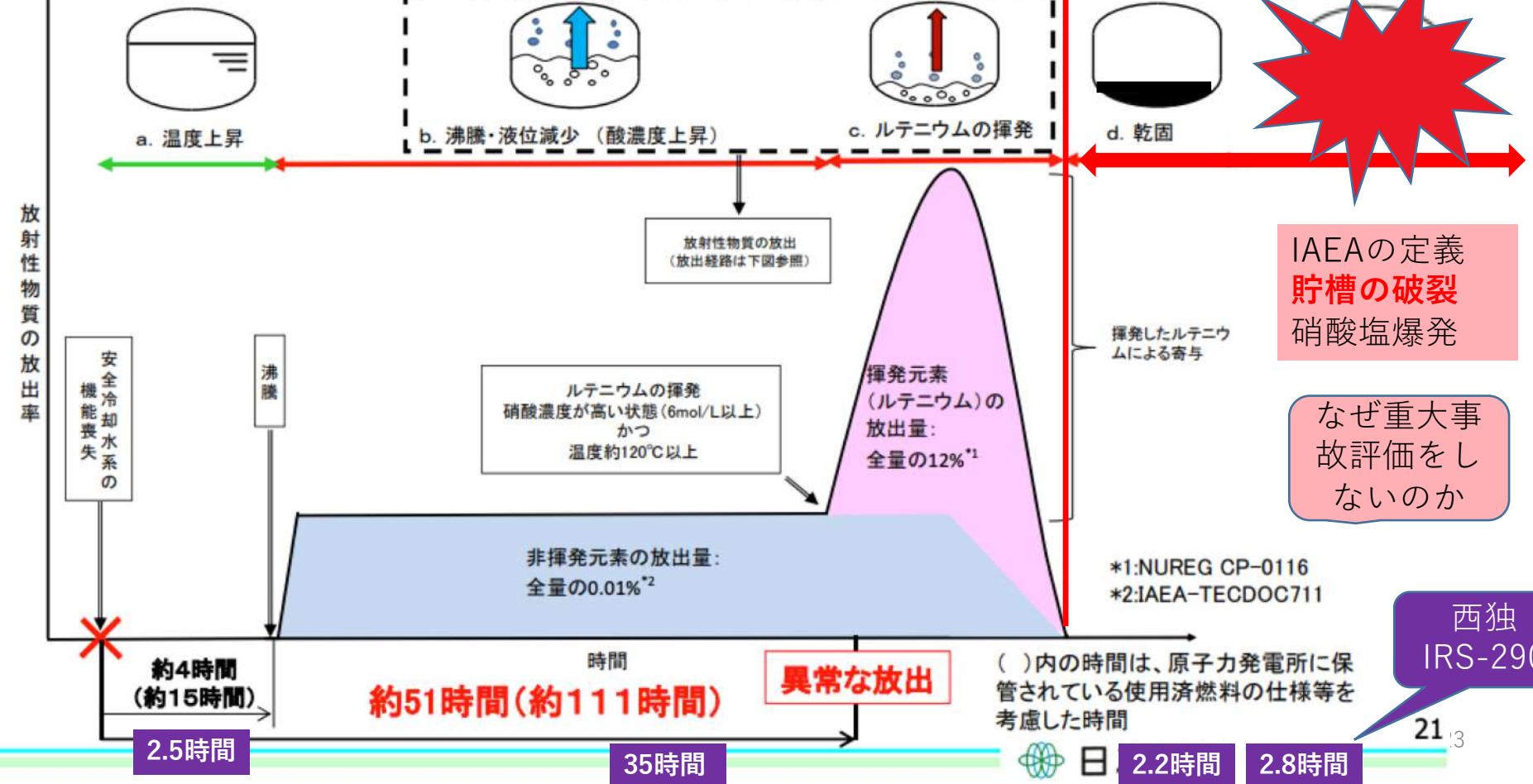
[http://sanriku.my.coocan.jp/IRS\\_TAKAGI.pdf](http://sanriku.my.coocan.jp/IRS_TAKAGI.pdf)

### 安全冷却水系の機能喪失による放射性物質を含む溶液の沸騰継続

#### AM策を講じない場合の事象進展

#### 蒸発乾固

高木仁三郎氏この段階では放射性物質放出は問題にならない



IAEAの重大基準「大容量液体貯槽の破裂」を  
隠蔽し安全審査、これでは**“世界一緩い規制”**

- IAEA指針No.GS-G-2.1(表6)

- 臨界事故
- 大規模火災、爆発（水素等）
- 大容量液体貯槽の破裂
- 使用済燃料の貯蔵設備

- 再処理規則（第一条の三）

- 臨界事故
- 蒸発乾固
- 水素による爆発
- 有機溶媒他火災、爆発
- 貯蔵使用済燃料の損傷
- 放射性物質の漏洩

IAEAや仏  
重大事故基  
準にない

福島第一原発事故の教訓は、起こる可能性がある事故は全て安全審査することだったのではないか。  
最も恐れてきた高レベル廃液貯槽の爆発事故の安全対策を審議しない規制はありえない。

廃液貯槽が爆発すると被害は北半球に及ぶ、世界的にも許されない。再審査を求めます！

## 参考資料4

## IAEA安全指針 GS-G-2.1 の抜粋

表4. 施設および行為の緊急事態脅威区分を判断するために推奨される基準

## 脅威区分

## 基準\*

- |    |   |
|----|---|
| I  | <p>敷地外で重篤な確定的影響がもたらされる可能性のある、緊急事態が想定された施設。以下のものを含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 100MW(th)を超える出力レベルの研究炉（発電炉、原子力船、研究炉）<sup>b</sup></li> <li>• 最近取り出された、合計およそ 0.1EBq を超える Cs-137 (3000MW(th)) の炉心内のインベントリに相当）を有する照射済原子炉燃料を収容する施設／場所</li> <li>• 敷地外に重篤な確定的影響をもたらすのに十分な、放散性放射性物質のインベントリを有する施設。</li> </ul>                         |
| II | <p>敷地外で緊急防護措置をとることを正当化する線量がもたらされる可能性のある、緊急事態が想定された施設。以下のものを含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 2MW(th)より大きく 100MW(th)以下の出力レベルの炉（発電炉、原子力船、研究炉）</li> <li>• 最近取り出された能動的冷却を要する、照射済原子炉燃料を収容する施設／場所</li> <li>• 敷地外境界 0.5km 以内で無制御臨界の可能性のある施設</li> <li>• 敷地外に緊急防護措置をとることを正当化する線量をもたらすのに十分な、放散性放射性物質のインベントリを有する施設<sup>d</sup></li> </ul> |

上記表4と計算方法附属書III（省略）から計算すると  
六ヶ所再処理工場の

高レベル廃液約220m<sup>3</sup>にはストロンチウム90だけでも脅威区分1基準の数十倍を超えている。

プールに貯蔵中の使用済燃料 約3000トンにはセシウム137だけで脅威区分1基準の100倍以上含まれている、他の核種も多種多量に含まれている。

六ヶ所再処理工場を脅威区分IIとし  
UPZ（緊急時防護措置区域）5kmと決定  
(原発：30km) したカラクリ（その1）

## IAEA指針は脅威区分を貯蔵放射性物質の量で決定

## 付属書II

## エリアおよびゾーンの規模

表8. 緊急事態ゾーンおよびエリアの提案規模<sup>a</sup>

施設	予防措置ゾーン (PAZ) 半径 <sup>b,c</sup>	緊急防護措置計画ゾーン (UPZ) 半径 <sup>d</sup>
<b>脅威区分 I 施設</b>		
原子炉 > 1000 MW (th)	3~5 km	5~30 km <sup>e</sup>
原子炉 100~1000 MW (th)	0.5~3 km	5~30 km <sup>e</sup>
付属書 III の A/D <sub>2</sub> は $\geq 10^{5f}$	3~5 km	5~30 km <sup>e</sup>
付属書 III の A/D <sub>2</sub> は $\geq 10^4 \sim 10^{5f}$	0.5~3 km	5~30 km <sup>e</sup>
<b>脅威区分 II 施設</b>		
原子炉 10~100 MW (th)	なし	0.5~5 km
原子炉 2~10 MW (th)	なし	0.5 km
付属書 III の A/D <sub>2</sub> は $\geq 10^3 \sim 10^{4f}$	なし	0.5~5 km
付属書 III の A/D <sub>2</sub> は $\geq 10^2 \sim 10^{3f}$	なし	0.5 km
敷地境界の 500 m 以内に考え得る核分裂性質量 <sup>g</sup>	なし	0.5~1 km

## 六ヶ所再処理工場を脅威区分Ⅱとし UPZ（緊急時防護措置区域）5kmと決定 (原発：30km) したカラクリ（その2）

### 5. 再処理施設におけるハザード評価 (2)外的事象を要因として発生が想定される事故(2/3)



#### 事故の想定

評価事象	インベントリ	気相への移行割合	放出経路での低減割合	放出量(Bq)	放出経路
外的事象を要因として発生が想定される事故	蒸発乾固 安全冷却水系の冷却対象についての7日間の蒸発量及びRu揮発量	エアロゾル: $5 \times 10^{-5}$ Ru: 0.12	エアロゾル: $1 \times 10^{-2}$ Ru: 1	$Ru: 2.1 \times 10^{13}$ $Pu: 5.1 \times 10^{12}$ $Am/Cm: 9.0 \times 10^3$	建屋からの地上放出
	水素爆発 7日間で爆発濃度に到達する機器等で再爆発を考慮	$1 \times 10^{-4}$	$1 \times 10^{-2}$		
	高レベル廃液ガラス固化廃ガス処理設備排気停止による閉じ込め機能の喪失	-*	エアロゾル: $1 \times 10^{-2}$ Ru: 1		

\* 凈化機能の喪失に係る事故であるため、新たな放射性物質の気相への移行がない。

高レベル廃液  
120m<sup>3</sup>にPuはこの  
3万倍以上含みます

日本原燃は脅威区分を事故時の環境への放出量を「蒸発乾固」による過小評価を行い算出し、これを根拠に脅威区分をⅡとし検討チームはこれを承認した。

IAEA基準GS-G-2.1表4では脅威区分は、施設が貯蔵する放射性物質の量により決められている。こちらが科学的な決定法である。

国の検討チームは事業者の言い分をそのまま承認しているが、原発事故の教訓から学んでいないやり方だ。

**蒸発乾固後の対策はしない！とは  
原子力規制委員会の任務を事前放棄する国民への背信的答弁**  
起きうる可能性がある重大事故を評価し対策を講じるのではなかったか？

<福島みずほ参議院議員の質問主意書第207国会質問第21号答弁書から>

\*詳しくは <http://sanriku.my.coocan.jp/211228Q&A&C.pdf>

(答弁4) 高レベル廃液貯槽の冷却喪失時  
蒸発乾固に至らないことを確認しているこ  
とから、「蒸発乾固後の揮発や爆発の対  
策」については対象としていない。

**こんな原子力規制委員会はいらない！  
福島原発事故の教訓はどこへ行った！**

アクティブ試験\*で

★Pu, U回収率目標達成できず

★ガラス固化試験失敗継続

3.11前の再処理規則を適用すると不合格



再処理工場を合格させるため、禁じ手

○関係規制法から該当検査項目を削除

○使用前検査を国ではなく事業者に変更

原発事故の規制行政の混乱期に法改悪

\*アクティブ試験：実際の使用済燃料を425トン使用しPu,Uを回収した試験2006.4～2008.10切断溶解

### 3.11前の再処理規則の不都合な条項を削除

(使用済燃料の再処理の事業に関する規則)

第六条の二（性能の技術上の基準）に合格しなければ施設を使用できなかった

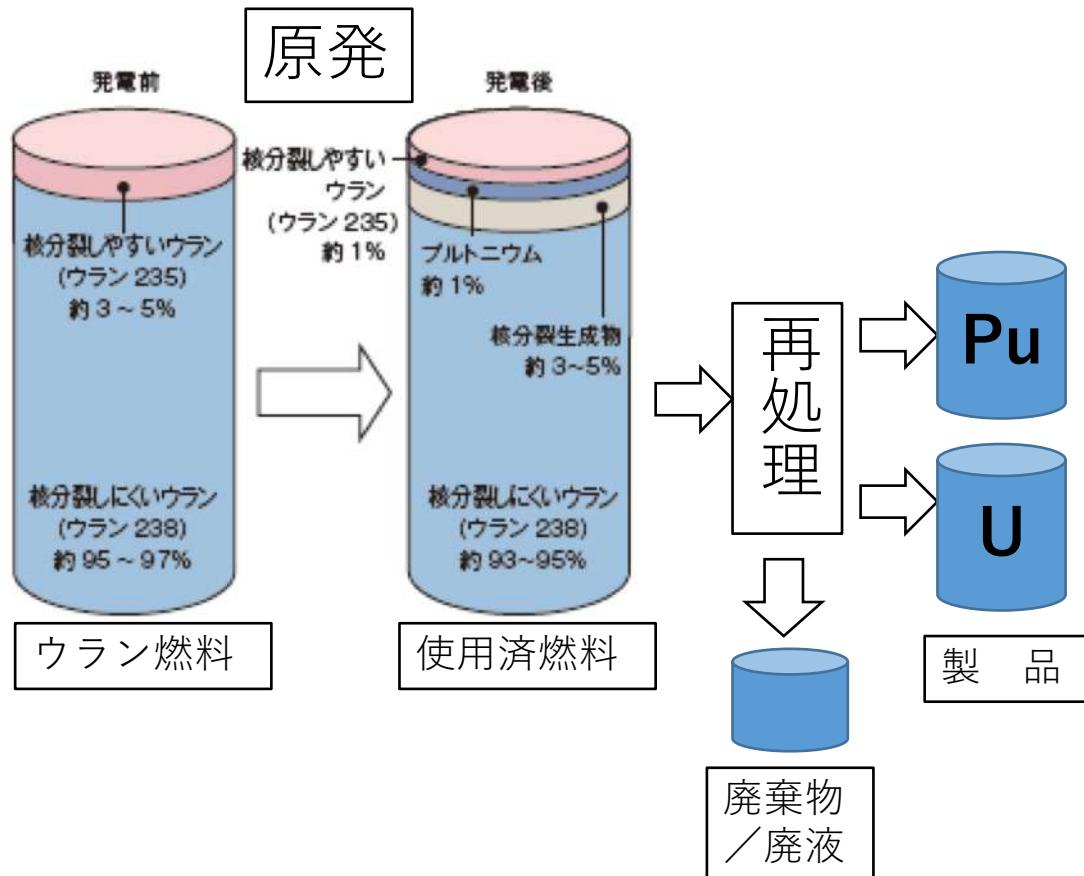
#### （性能の技術上の基準）

第六条の二 法第四十六条第二項第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 申請書等及びその添付書類に記載した警報装置、非常用動力装置その他の非常用装置、安全保護回路及び連動装置（一定の条件が充足されなければ機器を作動させない装置をいう。）が、申請書等及びその添付書類に記載した条件において確実に作動すること。
- 二 放射性廃棄物の廃棄施設の処理能力が、申請書等及びその添付書類に記載した能力以上であること。
- 三 主要な放射線管理施設の性能が、申請書等及びその添付書類に記載した性能を満足するものであること。
- 四 再処理施設中人が常時立ち入る場所、再処理施設の使用中特に人が立ち入る場所その他放射線管理を特に必要とする場所における線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度が、申請書等及びその添付書類に記載した値以下であること。
- 五 核燃料物質が臨界に達することを防ぐ能力及び使用済燃料等を限定された区域に閉じ込める能力が、申請書等及びその添付書類に記載した能力を満足するものであること。
- 六 製品中の原子核分裂生成物の含有率が、申請書等及びその添付書類に記載した値以下であること。
- 七 製品の回収率が、申請書等及びその添付書類に記載した値以上であること。

達成できなかった。  
この二つは完全削除

## 六ヶ所再処理工場は使用済燃料から プルトニウムとウランを回収する工場



日本原燃はプルトニウムとウランの製品回収率は98.2%と国へ申請しております。

アクティブ試験で425トンの使用済燃料が再処理されました。日本原燃は約4トンからの回収率を基に目標達成としました。

しかし、425トン全体の回収率については商業秘密として答えません。👉その理由は以下

\* アクティブ試験の2006.4～2008.10まで実際の使用済燃料425トンが切断されプルトニウムとウランが回収されています。

表-12 BWR 燃料に係る製品中の原子核分裂生成物含有率  
及び製品の回収率に関する確認結果と評価

製品の回収率	<p><b>【供給した核燃料物質量】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>ウラン : <input type="text"/> tU</td><td rowspan="2">・ 製品の回収率が事業指定申請書に記載の所定の値以上であり、製品の回収率に問題がないことを確認した。</td></tr> <tr> <td>プルトニウム : <input type="text"/> tPu</td><td></td></tr> </table> <p><b>【廃液への移行量】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>ウラン : <input type="text"/> kgU</td><td rowspan="2">(事業指定申請書に記載の所定の値)</td></tr> <tr> <td>プルトニウム : <input type="text"/> kgPu</td><td></td></tr> </table> <p><b>【製品回収率】</b></p> <table border="1"> <tr> <td>ウラン : <input type="text"/> %</td><td rowspan="2">・ プルトニウム 49.4 kgPu に対して 48.5 kgPu 回収 (98.2%)</td></tr> <tr> <td>プルトニウム : <input type="text"/> %</td><td></td></tr> </table>	ウラン : <input type="text"/> tU	・ 製品の回収率が事業指定申請書に記載の所定の値以上であり、製品の回収率に問題がないことを確認した。	プルトニウム : <input type="text"/> tPu		ウラン : <input type="text"/> kgU	(事業指定申請書に記載の所定の値)	プルトニウム : <input type="text"/> kgPu		ウラン : <input type="text"/> %	・ プルトニウム 49.4 kgPu に対して 48.5 kgPu 回収 (98.2%)	プルトニウム : <input type="text"/> %	
ウラン : <input type="text"/> tU	・ 製品の回収率が事業指定申請書に記載の所定の値以上であり、製品の回収率に問題がないことを確認した。												
プルトニウム : <input type="text"/> tPu													
ウラン : <input type="text"/> kgU	(事業指定申請書に記載の所定の値)												
プルトニウム : <input type="text"/> kgPu													
ウラン : <input type="text"/> %	・ プルトニウム 49.4 kgPu に対して 48.5 kgPu 回収 (98.2%)												
プルトニウム : <input type="text"/> %													

(再処理施設アクティブ試験経過報告 (第4ステップ) H20.2.27 44ページ)

日本原燃はプルトニウムとウランの回収率は98.2%以上と事業計画書で申請している。

(未回収1.8%は高レベル廃液へ移行  
→最終的にガラス固化体へ移行)

左の表はアクティブ試験で回収率98.2%を達成したとの報告だが、全部で425トン処理したうちの約4.5トン分(約1%)のものであり、これ1回だけで「所定の値」達成とは言えないであろう。

「アクティブ試験全体のPuプルトニウム、Uウランの回収率は？」  
国も日本原燃も私達の質問に「商業機密」として答えません。  
全体の処理量425トンで98.2%の申請回収率を達成をしたのだろうか？

# 事業申請書 ウラン・プルトニウム回収率98.2%

アクティブ試験(定期報告書のデータから計算)

プルトニウム回収率約78.4%

ウラン 回収率約91.5%

申請値を大きく下回る回収率 再処理技術は失敗！

→これでは**合格できないので、回収率条文を削除。**

未回収分はプルトニウムは約21.6% (918kg)

ウランは約 8.5% (34.3トン)

未回収分は主に高レベル廃液に移行します。

同様に**ウランの回収率を計算：91.5%**

(注2) ウラン製品量は、ウラン酸化物製品の金属ウランの質量換算とする。なお、ウラン試験に用いた金属ウラン（51.7tU）は、ウラン製品には含めていない。

(注3) プルトニウム製品量は、ウラン・プルトニウム混合酸化物の金属ウラン及び金属プルトニウムの合計質量換算とする。

原爆一一五発分が不明  
プルトニウムの回収約七八・四%だけ  
再処理は未完成技術！

機密とし回答しないので、原燃定期報告書から  
アクティブ試験全体のどことどの回収率を試算しました。

機密として回答が得られないでの原燃定期報告書から  
アクリティブ試験全体でのこの回収率を試算した。  
**ウランの回収率は約九一・五%だけ？**

処理された使用済燃料約425トン  
これに含まれているU(PWR)は約95%であり  
Uは約403.8トン（燃焼度、初期U濃度で違いが出るが）になる。

ウラン製品 $366 + 3.3 = 369.3$ トン  
「U濃度とPu濃度が等しくなるように混合し  
U・Pu混合粉末として缶に充填される」ので  
Uは約369.3トン（91.5%の回収率）

未回収Uは8.5% 34.5トンになる  
\*仮に使用済燃料に94%のUが含まれていた  
場合は92.4%, 96%の場合は90.5%の回収率になる。

いずれも目標値の98.2%には全く届いていない。

未回収のUはどこに消えたの？  
→高レベル廃液（約220m<sup>3</sup>）  
→ガラス固化体（346本）  
→装置内→環境 →別途保管

このように日本原燃事業計画書の目標を大きく下回るPu,Uの回収率であり、試験は失敗だった！

#### 1. 再処理工場の運転保守状況

(1) 使用済燃料受入れ量、再処理量及び在庫量並びに製品の生産量（実績）  
(令和2年3月分)

(使用済燃料)

		受入れ量		再処理量		在庫量（月末）	
		体数	ウラン量(トンU)	体数	ウラン量(トンU)	体数	ウラン量(トンU)
PWR 燃料	当月	0	0	0	0	3486	約1484
	累計	3942	約1690	456	約206		
BWR 燃料	当月	0	0	0	0	8583	約1484
	累計	9829	約1703	1246	約219		
(製品)	当月	0	0	0	0	12069	約2968
	累計	13771	約3393	1702	約425		

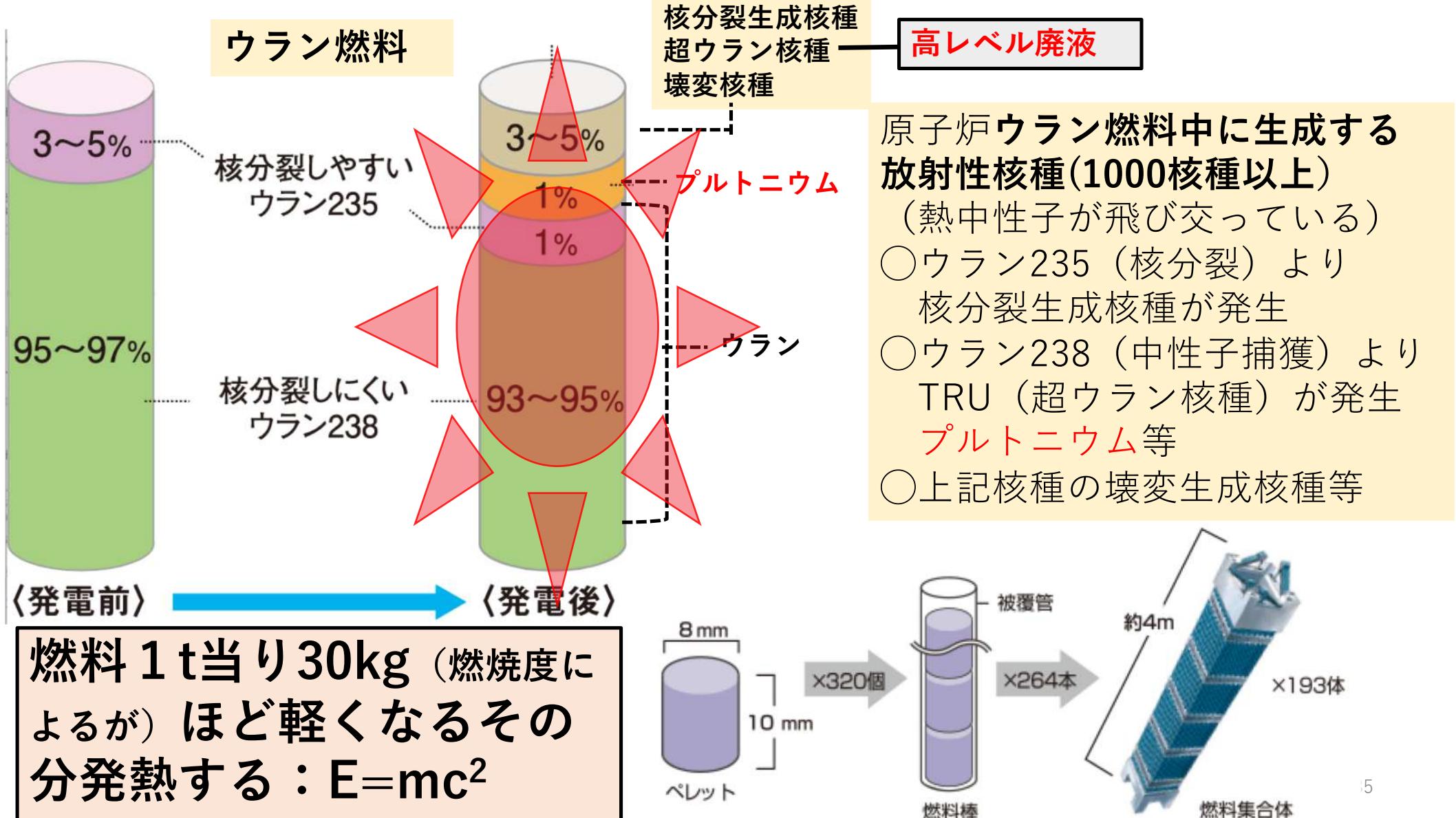
		生産量	
		ウラン製品	プルトニウム製品
当月		0 トンU	0 kg
累計		約366 トンU	約6658 kg

(注1) 使用済燃料のウラン量は、照射前金属ウラン質量換算とする。

(注2) ウラン製品量は、ウラン酸化物製品の金属ウランの質量換算とする。なお、ウラン試験に用いた金属ウラン（51.7tU）は、ウラン製品には含めていない。

(注3) プルトニウム製品量は、ウラン・プルトニウム混合酸化物の金属ウラン及び金属プルトニウムの合計質量換算とする。

休憩します

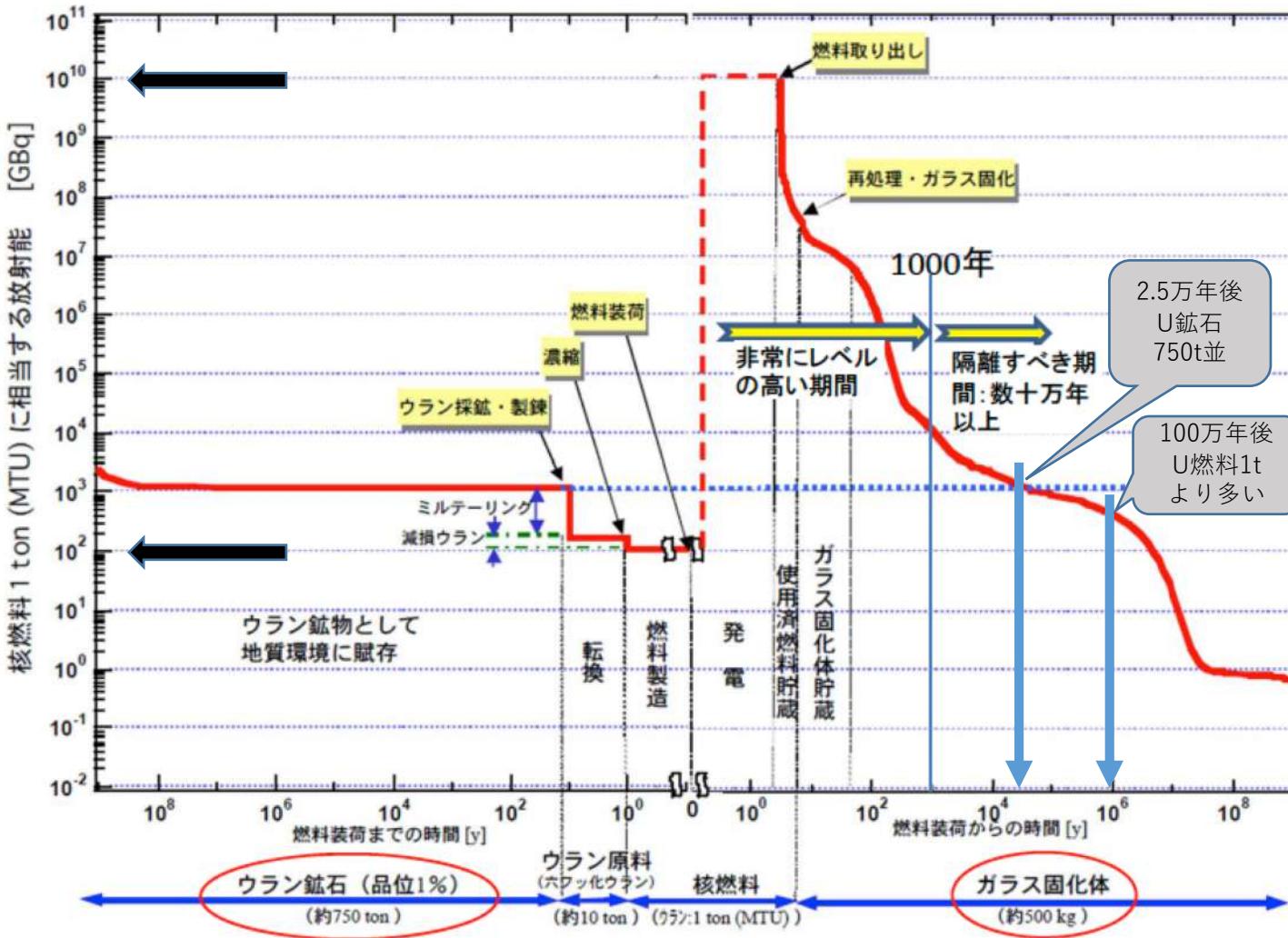


# 燃焼前と燃焼後で放射能は1億倍増加

ウラン燃料装荷時点の放射能は100ギガベク렐、原子炉で燃やした後燃料取出し時点の放射能は100億ギベク렐、挿入前の100万年後も放射能は強い

## 放射能の推移から眺めた高レベル放射性廃棄物(ガラス固化体)の特徴 (濃縮度4.5%の核燃料1MTU相当)

新大綱策定会議第12回資料第1-1号3頁  
朽山修て



# 高レベル廃液1滴（経口摂取）で4Svを超える致死線量7Svに近い値になる！

ストロンチウム90  
90000000Bq  
経口摂取で  
2500mSv被ばく

セシウム137  
130000000Bq  
経口摂取で  
1700mSv被ばく

Cs137とSr90の2核種だけで半数致死線量の4Svを超えてしまいます。他の核種も多数含まれており1滴で致死量7Svに近い値になる。

\*2015.12の安全審査のCs137とSr90の2核種の濃度で計算すると1滴が17Svもの線量になりました。

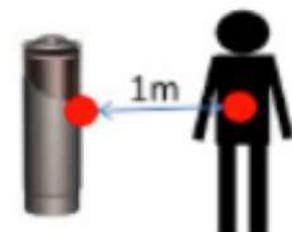


経口実効線量 Sr90 :  $2.8 \times 10^{-5}$  mSv/Bq  
(線量告示) Cs137:  $1.3 \times 10^{-5}$  mSv/Bq

ガラス固化体1本には約0.52m<sup>3</sup>の廃液が閉込められています。この側に立つと約20秒で死亡線量（7Sv）。1m離れたところでは約4分で死亡線量。外部被ばく

ガラス固化体製造直後

表面線量  
**1,500,000**  
(mSv/時) 1m位置  
**100,000**  
(mSv/時)

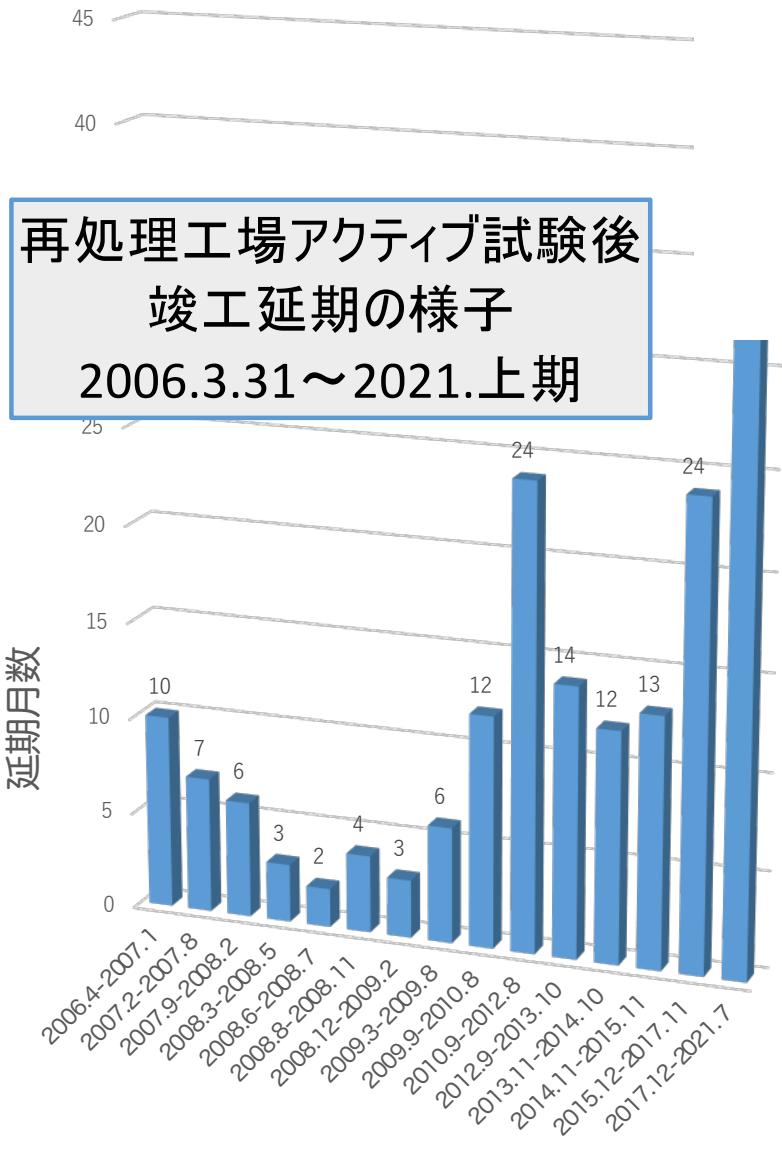


(図はNUMO HPから)

廃液は超危険  
→ ガラス固化安定化

## 未だに終了していない アクティブ試験（使用済燃料使用） ガラス固化失敗続き、終了報告未審査

延期回数	延期期間	延期月数	延期理由
1	2006.4-2007.1	(10)	従業員の被曝
2	2007.2-2007.8	7	耐震入力ミス
3	2007.9-2008.2	6	ガラス溶融炉
4	2008.3-2008.5	3	ガラス溶融炉
5	2008.6-2008.7	2	ガラス溶融炉
6	2008.8-2008.11	4	ガラス溶融炉
7	2008.12-2009.2	3	ガラス溶融炉
8	2009.3-2009.8	6	ガラス溶融炉
9	2009.9-2010.8	12	ガラス溶融炉
10	2010.9-2012.8	24	ガラス溶融炉
11	2012.9-2013.10	14	ガラス溶融炉
12	2013.11-2014.10	12	国の審査
13	2014.11-2015.11	13	国の審査
14	2015.12-2017.11	24	国の審査
15	2017.12-2020.7	32	国の審査
16	2020.8-2022.上期		



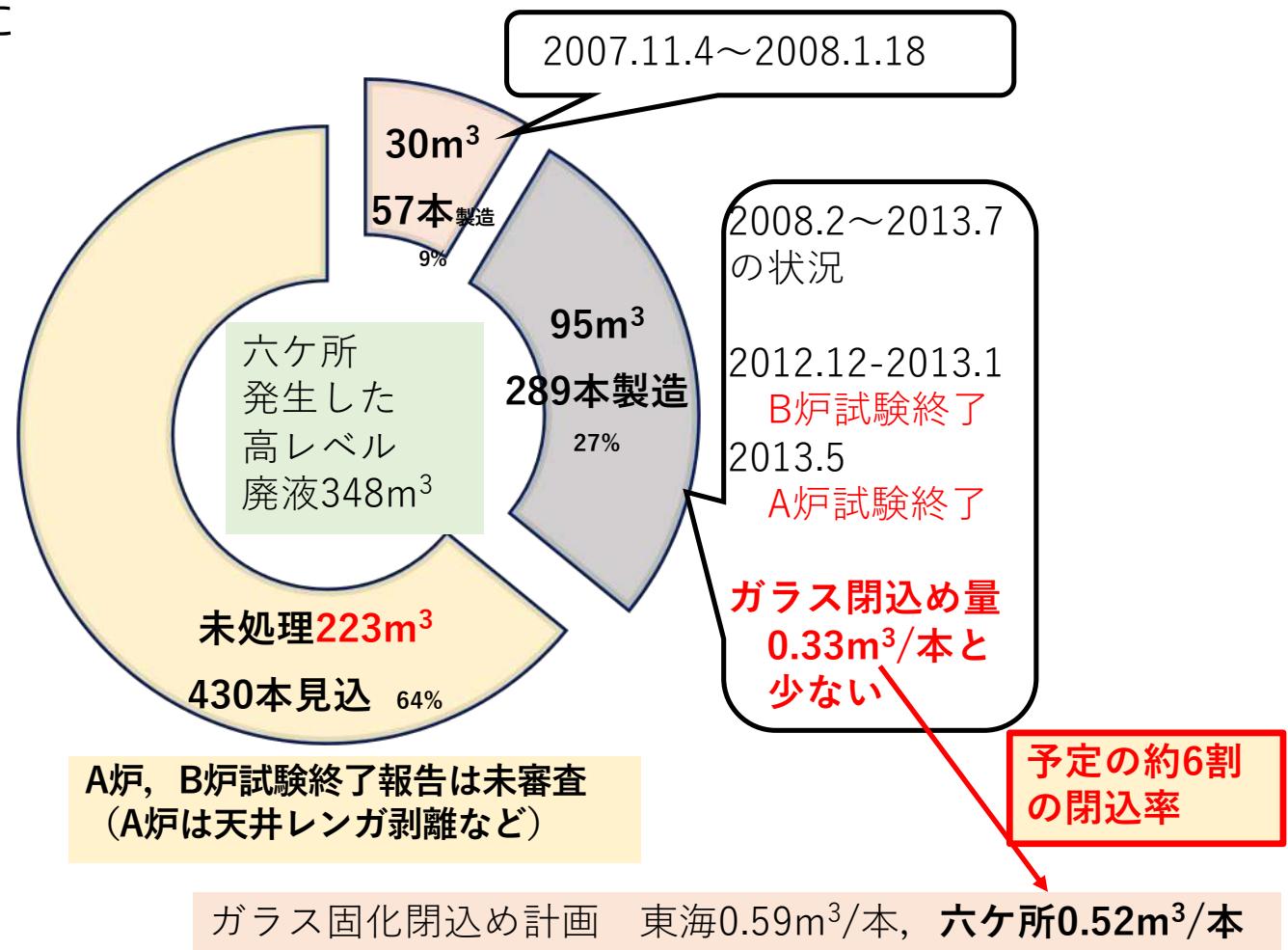
アクティブ試験の評価をどこでどのように行い公表するのか  
あるいはのままにしてはいけない

## 六ヶ所再処理工場

アクティブ試験で発生した  
**高レベル廃液量と  
発生ガラス固化体数**

**高レベル廃液が存在する限り、私達は潜在するとしてつもないリスクにさらされ続けているのです。**  
⇒六ヶ所工場の廃液中セシウム137は福島事故大気放出の約35倍含まれている。

**高レベル廃液のガラス固化 白金族問題などトラブル続きで失敗 国産技術にこだわっている状況ではない**



二〇一六年一月からガラス固化開始される。しかしトラブル続きで進まない！



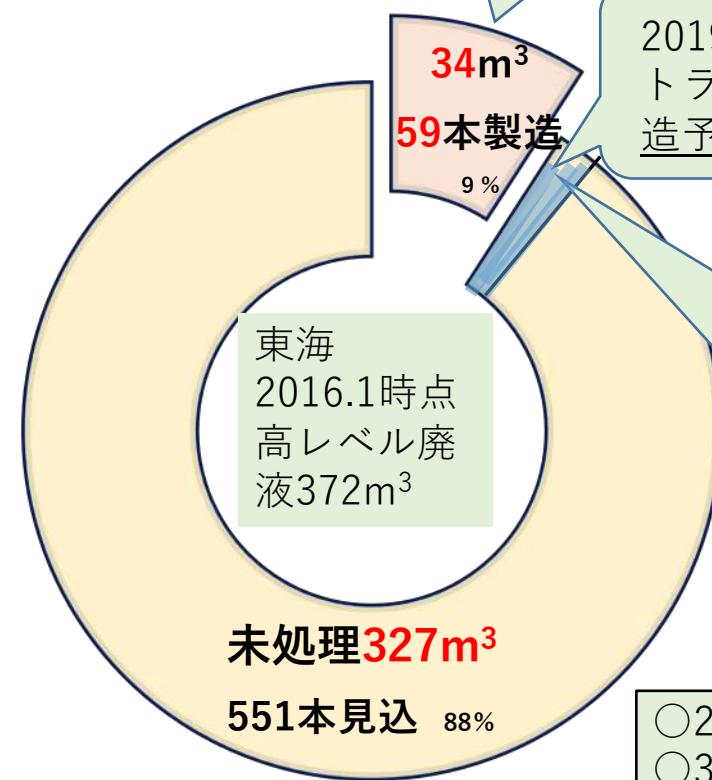
# JAEA 日本原子力研究開発機構へ 地元団体と共に 質問状提出

## 東海再処理工場

2016.1以降

高レベル廃液量と  
ガラス固化体数

2016.1.28～2017.6.4  
100本製造予定  
白金族堆積で中断



2019.7.6再開 7本製造 (4m<sup>3</sup>固化) し7月末  
トラブルで中断中。11月中旬までに50本製  
造予定だった。1%固化

2021.8.17再開 13本  
製造 (7m<sup>3</sup>固化) 9月  
トラブルで中断中。  
12月中旬までに60本  
製造予定だった。  
2%固化

- 2022年3月頃再開
- 3号溶融炉へ更新予定も

未処理廃液中セシウム137は福島原  
発事故大気放出の約70倍含む

市民団体の訴えにより開始された  
東海再処理工場廃液のガラス固化安定化も  
トラブル続きで進まない  
国産技術にこだわらず早期固化安定化を！

2020.2.20 岩手日報

2020.2.20 中断の東海再処理施設「ひどい状態」  
規制委が批判

原子力規制委員会の更田  
豊志委員長らは19日、日本  
原子力研究開発機構の兜玉  
敏雄理事長と東京都内会  
談した。高レベル放射性廢  
液をガラスで固める作業が  
トラブルで中断している東  
海再処理施設（茨城県、廢  
止措置中）について、香川  
から「ひどい状態にある。  
抜本的な人事改革が必要  
だ」と運営状況への厳しい  
批判が相次いだ。

発熱を続ける廃液を冷却  
できなくなれば、放射性物  
質が外部に漏れる可能性が  
あるため、規制委は早期に  
固めて安定した状態にする  
よう求めている。

しかし施設では昨年7  
月、溶かしたガラスを流す  
ノズルの一部が曲がり、周  
辺装置と接触するトラブル  
があり、作業が停止。来年  
5月まで作業を再開できな  
くなった。会談では山中伸  
介委員が、組織の統廃合や  
幹部の入れ替えなどの必要  
性を指摘。廃液の固化が遅  
れる中、施設の安全対策の  
検討が十分に進んでいない  
ことへの懸念も出た。更田  
氏は対策の前提となる「津  
波の週上や、地震の影響の  
解析結果を早く示してほしい」と強く求めた。

▶ 六ヶ所は英返還固化体の約二割のセシウム137閉込め効率！

製造工場	固化体：廃液	$^{137}\text{Cs}$ 閉込量Bq/本 2012.12に換算	比較	備考 (廃液中Cs濃度は2013.2公表)
英國*	28本 :不明	(3.3～4.5) $\times 10^{15}$ 平均 $3.9 \times 10^{15}$	1	容器150L, 2003～2005製返還固化体 AVM法ガラス固化
東海	59本 : $34\text{m}^3$	容量110Lを150Lへ 換算 $2.48 \times 10^{15}$	0.64	容器110L, 2016製造 廃液の $^{137}\text{Cs}$ 濃度 $3.2 \times 10^{15}\text{Bq}/\text{m}^3$ LFCM法ガラス固化
六ヶ所	289本 : $95\text{m}^3$	$0.86 \times 10^{15}$	0.22	容器150L 2008～2013製造 廃液の $^{137}\text{Cs}$ 濃度 $2.6 \times 10^{15}\text{Bq}/\text{m}^3$ LFCM法ガラス固化

\*英国セラフィールド再処理工場からの返還固化体には、各々に閉込められている核種とその量が $\alpha$ 核種と $\beta$ ・ $\gamma$ 核種に分けて放射能濃度が記載されている。



## TVF溶融炉、日本原燃溶融炉及びフランス式 溶融炉との比較 【参考資料】

	TVF溶融炉	日本原燃溶融炉	フランス(AREVA) *
溶融炉構造			
溶融炉外形寸法	約1.9W×1.9D×2.3H (m)	約2.9W×3.1D×2.8H (m)	扁平円筒 長軸1×短軸0.35×1.4H (m)
HAW及びガラス原料供給方式	・HAWをガラスカートリッジに含浸して供給	・HAWとガラスビーズを供給	・カルサイナで仮焼したHAWとガラスフリットと混合して供給
溶融炉の特徴	・ガラスへの直接通電によるジュール発熱によりガラスを溶融する (直接加熱方式) ・耐火レンガ(寿命:約5年)	・ガラスへの直接通電によるジュール発熱と間接加熱装置による加熱を併用して、ガラスを溶融する (直接加熱-間接加熱併用方式) ・耐火レンガ(寿命:約5年)	・高周波により溶融炉を加熱して、ガラスを溶融する(間接加熱方式) ・ガラスを毎回全量抜き出す ・耐食耐熱合金鋼(寿命:約5000時間)
白金族元素対策	・白金族元素の堆積に係る管理指標を設け、指標に達した時点で炉内ガラスの抜出しを行い、残留ガラスを除去する	・模擬廃液を用いた洗浄運転により定期的に炉内の白金族元素を抜き出し残留量を低減 ・運転終了毎にドレンアウトを実施	・外部加熱であるため、白金族元素堆積による電流短絡問題が発生しない

\*【出典】E. Chauvin , R.Do Quang , F.Drain , F. Pereira Mendes , Frnch Industrial Vitrification Plant 30 Years old , Robust and still Innovating , Proceedings of Global 2009

仏英のガラス固化技術を導入し早期  
に廃液を固化し再処理から撤退を!

# 1. 六ヶ所再処理施設の適合性審査の経緯



- 福島事故を教訓として、再処理施設で仮に重大事故が起こった場合に、公衆を放射線被ばくのリスクから守ることを最大の目的として事業変更許可申請をした。
- 更なる安全性向上を目的として、事業変更許可申請書の補正をした。
- また、新規制基準の適合性審査として50回の審査会合と3回の現地調査を実施した(※地震・津波を除く)。

2014年 5月30日、8月29日、10月31日、11月28日、12月26日  
2015年 2月 4日、11月16日、12月22日  
2016年 6月30日  
2017年 5月 9日、12月22日  
2018年 4月16日、4月26日、6月28日



六 年 半 の 年 月 を カ け よ う や く 安 全 審 査 が 合 格 し か し、 内 実 は 高 レ ベ ル 廃 液 の 重 大 事 故 の 審 査 な ど 問 題 をそ のま ま に し、 更 田 委 員 長 が 審 打 ち 切 り と し 終 了 さ せ た の で す。

安全審査（法第四十四条の二関係、事業指定基準規則審査）  
審査書提出時日本原燃は翌年の十一月には操業させる目論見でした。国策民営の甘えのためか、書類不備で申請書を何度も書き直しさせられています。

## 第三部 設工認の審査

現在設工認（安全対策工事に必要な設計工事計画の認可）計画の審査や使用前事業者検査実施要領書案の作成中

- 膨大な設備機器を抱え申請対象のリスト化がまだできていない。審査入口の段階。
- 人が近寄れない検査対象設備機器約5000あり。
- 規制トップと日本原燃社長との馴れ合い。

2020.12.24初回設工認申請～1年半経過膠着状態  
設工認（設計工事計画）審査中→法第四十五条

他に要求されている審査： →法第四十六条

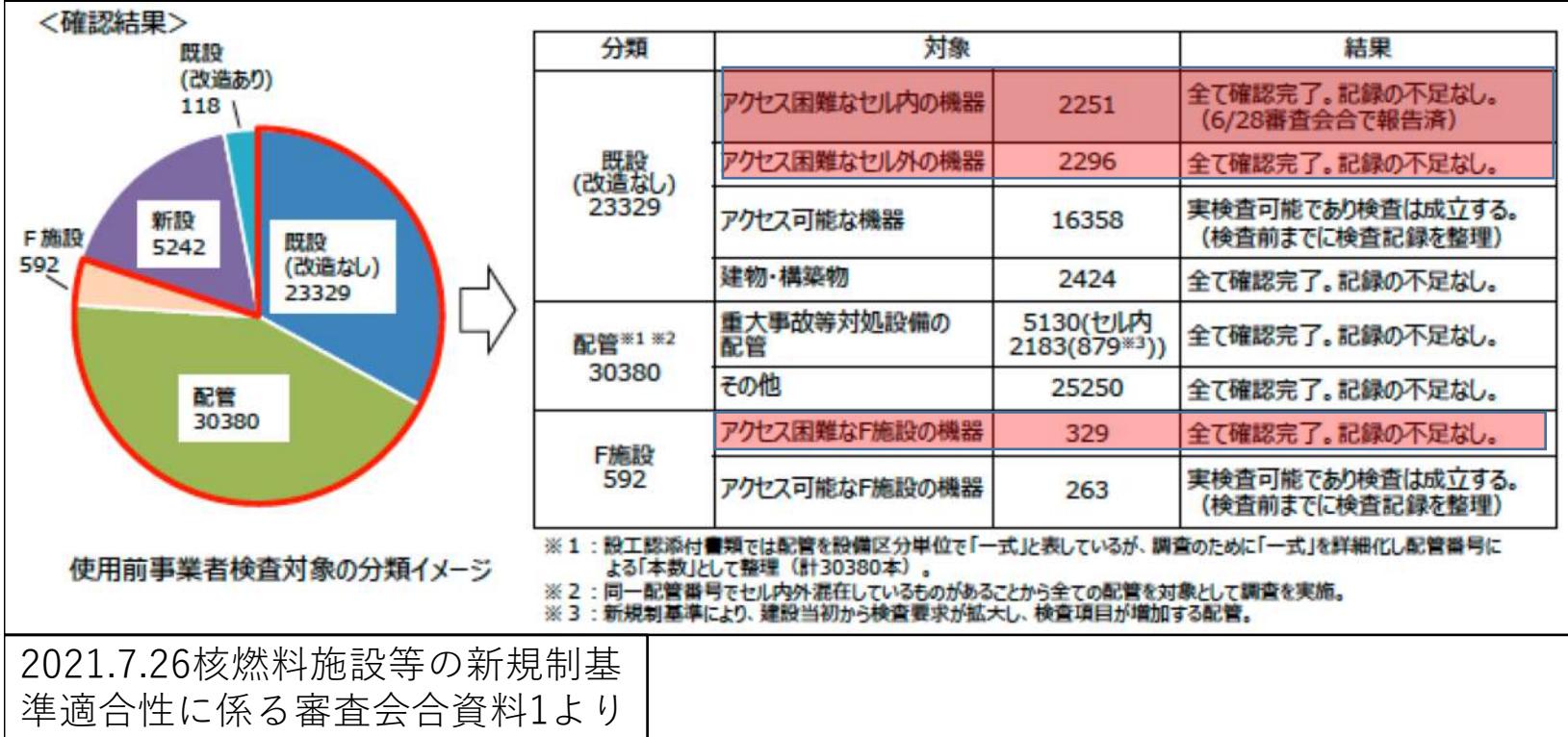
使用前事業者検査（検査実施要領書提出）

使用前確認（規制委員会実施）

👉高レベル廃液のガラス固化が焦点になる

※再処理施設の技術基準に関する規則により審査  
(※原子力施設の保安関連の規則もあり)

使用済燃料を使用したアクティブ試験により、再処理工場の主要工程は放射能で強く汚染されてしまいました。配管を除く既設建物の機器・建物のくなつており耐震補強は困難です。



日本原燃はアクセス困難な箇所の機器に関する検査について2021.5.25の適合性審査会において「日本原燃または協力会社が保有する品質管理システム、設計、製作、施工、検査等の記録類を基に各種記録の組合せにより使用前事業者検査は実施可能だと考えている。」としているがそのような検査では老朽化、腐食など細部は不明なままになり、安全検査にならないのではないか。





2022.1.12 5人の原子力規制委員と日  
脳意見交換会「設工認1年半まだ入口  
摘され焦る日本原燃「体育館に500人  
対応」等。更田委員長「社長は熱いか  
ら感ぜず」「もう少し待ち、打開策を  
い」と相生者として2番目

朝日新聞  
DIGITAL

トップニュース スポーツ カルチャー 検索 目次

新着 社会 政治 経済・マネー 國際 テック&サイ

2014.7.5朝日新聞

朝日新聞デジタル > 記事

## 規制委員候補の田中氏に、原子力業界から報酬 先月まで

大谷聰 2014年7月5日03時49分

シェア 961 ツイート 2701 ブックマーク 132 スクラップ メール 印刷



田中知・東京大教授

原子力規制委員会の委員に9月に就任することが決まった田中知（さとる）・東京大工学部教授（64）が、核燃料サイクルを担う「日本原燃」（青森県六ヶ所村）と原発メーカーの「三菱FBRシステムズ」（東京）から、今年前半まで報酬を受け取っていたことが朝日新聞の調べでわかった。

田中教授は取材に答えなかったが、両社は報酬の支払いを認めた。

原発の安全規制を担う機関の委員候補が、規制を受ける側の原子力事業者の役職に就き、報酬を得ていた。東京電力福島第一原発事故の後も毎年受け続けていた。

朝日新聞が東大に情報開示請求して得た「併任・兼業簿」や両社への取材によると、田中教授は2007年7月から今年6月まで三菱FBR社で「アドバイザリー・コミッティ」を務め、09年5月から今年3月まで日本原燃の「ガラス固化技術研究評価委員会」で委員長をしていた。

東京大学  
教授 田中 知 様

2014年6月5日

三陸の海を放射能から守る岩手の会一同

### 原子力規制委員など政府の各種審議会委員を辞退して下さい

前略

私達は、貴殿が原子力規制委員への就任を政府から要請されていることを新聞報道等により知りました。

この要請に関連し、マスコミでは以下のような報道がなされています。貴殿は、最近、「日立GEニュークリア・エナジー」などから計110万円受領したほか、東京電力の関連団体から50万円以上の報酬も得ていた。また、過去5年間に「電源開発」から100万円、「日立製作所」から120万円、「日立GE」から180万円の計400万円の寄付金を受けていた（2012年2月6日付け朝日新聞）。

このことについて、驚いたことに、貴殿は「研究のため受けている。寄付で新大綱策定会議などの発言が影響されてもいけないという意識がかえって高まる」とコメントをされたと報道されています。

### 原子力規制委員会設置法

第七条 委員長及び委員は、**人格が高潔**であつて、原子力利用における安全の確保に関する専門的知識及び経験並びに高い識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。**→田中知委員長代理が該当？**  
**第七条第七項3号**

**原子力に係る製鍊、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行う者、原子炉を設置する者、外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる者若しくは核原料物質若しくは核燃料物質の使用を行う者又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）若しくはこれらの者の使用人その他の従業者 →更田豊志委員長が該当**

規制委員会と増田社長との意見交換会  
更田委員長「しばらくは期待して待つが、効果がな  
**ければ手を打つ**」これは規制委員長の言うことか?  
規制側が何を「期待」するのか、「手を打つ」とはど  
のように意味があるのか。打開策を提示するのか。

原子力規制委員会は12日の臨時会議で、日本原燃の増田尚宏社長を招き、使用済み核燃料再処理工場（六ヶ所村）の安全対策工事に向けた設計認可（設工認）の審査の進め方などについて意見交換した。更田豊志委員長は停滞する審査に懸念を示し、「ガソンフル剤がないまま同じような状況が続くのではないか」と打開策の必要性に言及した。

規制委は、2020年6月に設工認の審査方針を提示し、これを受けて原燃が同年末に3分割で提出するうち初回の申請を行った。一方、工場に膨大な設備機器を抱える原燃は申請対象のリスト化という審査の前提条件をいまだに整え切れていない

設工認審查〔膠着狀態〕

規制委原燃に打開策要求

原子力規制委員会の更田 豊志委員長は12日、日本原燃・六ヶ所再処理工場、M<sub>OX</sub>（プルトニウム・ウラニ混合酸化物）燃料工場の認可審査が難航している現状に対し「膠着状態。停滞が続くようなら何らかの打開策を具体化する必要がある」との認識を示した。同日、都内で開かれた原燃経

當層との意見交換で、増田尚宏社長に対応を求める。再処理工場は、安全対策を現場に反映させるための追加工事に必要な設計・工事計画の認可（設工認）の審査中。初回分の認可は2020年12月に申請したものの、規制委の審査チームから厳しい指摘が相次ぎ、認可の見通しは立っていない。

と審査担当の社員との間に  
温度差があり、さらには原  
燃と規制側との認識のギャ  
ップが審査膠着の背景にあ  
るので」と指摘。規制委  
の人的資源を考慮すると審  
査の効率化が重要と述べ、  
「いくらでも公開の意見交  
換に応じる」と提言した。

けた取り組みを説明。「少し時間がかかるかもしけないが、この体制で乗り切っていく」と答えた。会合後の取材には、新たな体制が機能すれば「(22年度上期に掲げる再処理工場の)目標を変えることなく進める」ことができる」と強調した。

「カンフル剤なければ状況同じ」

再處理審查停滯懸念

デーリー東北2022.1.13

東奧日報2022.1.13

# 六ヶ所再処理 老朽化／欠陥技術／ガバナンスの崩壊

## 1) 再処理技術は破綻している

1993年工場建設当初1997年工場完成の予定であった。それが今年で25年経過まだ操業できていない、25回目の延期中である。

- 再処理工場には大量の高レベル廃液や使用済燃料が貯蔵されており、潜在リスクが強烈。
- 再処理工場の製造技術は完全に破綻：Pu・U回収率悪い、廃液のガラス固化失敗  
他老朽化し腐食、重要工程がアクティブ試験で汚染されアクセスできず耐震補強や機器設備の点検ができなくなっている。 落雷等によるトラブル等続出
- もう工場を動かすことは危険きわまりない状況にある。

\*以上のこととは東海再処理のガラス固化トラブル続きの状況を見ると類推できる。

## 2) 日本原燃経営陣のガバナンス（統治能力・倫理意識）が崩壊している。

国策会社のおごり、秘密主義、安全面軽視、超巨大特殊核化学工場の理解欠如  
原子力規制委員会への甘え

- 副社長をトップとする安全管理部門が指摘されたウラン濃縮工場の  
業務改善を行わず国へ虚偽報告
- 従業員の士気の低下 熟練者不足 異常なしと虚偽報告
- 市民団体の質問へ回答はあり、しかし昨年から説明の場を設定せず  
(市民の声を聞こうとせず、説明責任を果たそうとしない姿勢)

# 過酷重大事故を本当に防ぐことができるのか

大地震 (Ss700ガル：375ガルで建設された施設は？) 日本海溝で最大の地震時震度6強(830～1500ガル)と推計、耐震は、補強は？

火山・カルデラ噴火 (55cm) 人が生きていけないのではないか？

大落雷 (270kA)：これを超える落雷の襲来で測定器が破損し

制御できなくなるのでは？敷地内最大値211 k Aの1.3倍にしているが  
国内の落雷最大値の避雷装置を用いるべきだ

戦争：核施設が狙われる、絶対に戦争を避けなければならないその合意は  
できているのか ○ミサイル攻撃 ○電磁波攻撃 ○その他

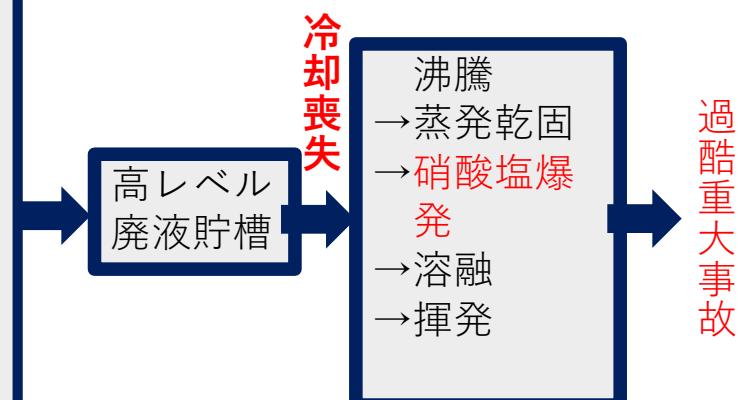
\* 戦争は外部事象に含まれていないが、確率は高い

その他 (ウィルス感染、ヒューマンエラー等想定外事象等もある)

東海再処理工場は津波が心配です。  
標高 6 m に建設されています。  
高レベル廃液の早期固化安定化が必要

このようなことが絶対起こらないように  
監視し行動していきましょう

2021.2.17参質(204-18)  
福島みずほ議員質問主意書  
答弁「実証試験が行われたのかは確認していない。」



# まとめ

1) 国は高レベル廃液のとてつもない危険の真実を直視し、公開し、徹底した安全審査・監督を厳格に実施させる。

高レベル廃液の重大事故を蒸発乾固止まりの過小評価とし、安全審査合格は、国民への背信行為であり再審査を求める。利益相反の原子力規制委員は辞任を求める。

2) 現に存在する高レベル廃液の早期安定化を行うこと  
国内ガラス固化独自技術は破綻している。

廃液の存在は国民へ潜在的リスクを負わせている。  
英仏方式の導入を行い廃液の固化安定化を行うべきである。

3) 製品Puは始末できない。再処理の技術は破綻している。  
平和外交に徹し、再処理から撤退すべきである。